

I 総論（論点番号 1） 前回内容修正

論 点	ペット霊園の規制の必要性
検 討 事 項	<p>近年、生活に安らぎと癒しを与えてくれる犬猫などのペットの存在感が増す中、長年連れ添ったペットと死別した際に、その死体の火葬、埋葬をペット葬儀社に依頼する飼い主が増えてきている。</p> <p>ペットの死体を火葬、埋葬するためには一定の施設が必要となるが、こうした施設が住居の近くに設置された場合には、事業者と住民との間でトラブルとなる事案が全国的に起こっている。</p> <p>本市においても山科区で同様の事例が発生しており、何らかの対応（規制）の必要がある。</p>
考 え 方	<p>いわゆるペット霊園については、既存法令では、事業を規制する特段の法律がなく、当該地域の土地利用形態から、生活環境の保全を図ることが妥当と考えられる地域においても、住民の忌避感情の強いペット霊園施設が開設できてしまう場合があることから、ペット霊園施設の立地規制や、事業者と近隣住民とのトラブルを未然に防ぐ手続の設定など、実効性のある対策を講じる必要がある。</p> <p>このためには、事業者に一定の義務を課し、又はその権利を一定制限していく必要があるが、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」（地方自治法第 14 条第 2 項）こととされているため、条例を制定する必要がある。</p>

I 総論（論点番号2） 前回内容修正

論 点	条例の目的
検 討 事 項	<p>（今回の審議会において行う規制の対象や規制を必要とする理由についての検討の結果を踏まえ、第5回審議会以降において議論していく。）</p>
考 え 方	<p>現時点では、次のような内容となると考えている。 ペット霊園利用者の権利を保護するとともに、ペット霊園の設置、管理の適正化を図り、近隣住民等の公衆衛生及び住環境の保全を図る。</p>

Ⅱ規制の対象（論点番号1）

論 点	規制の対象
検 討 事 項	条例においてペット霊園に関し何を規制するのか，規制の対象を定める必要がある。
考え方	事業者と近隣住民のトラブルは，ペット霊園施設の設置が端緒となるため，規制の対象として次の事項を想定し，以後，順に検討する。 <ul style="list-style-type: none">・ペット霊園に係る事業者の義務・施設設備の設置場所及び構造基準

Ⅱ規制の対象（論点番号2）前回内容修正

論 点	ペット霊園に係る事業者の義務
検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none">・申請・届出・報告等の義務・施設設備に係る規制の遵守義務・近隣への説明や配慮義務・施設設備の適切な維持管理の義務・依頼者感情に配慮した動物の死体の適切な取扱いの義務・情報開示に努める義務・事業の安定的な運営の維持など、利用者保護を図るための措置
考え方	後記「論点Ⅲ業規制」において個別に検討

II 規制の対象（論点番号3）

論 点	施設設備の種類
<p>検 討 事 項</p>	<p>ペット霊園の施設設備について必要な規制を決めるためには、ペット霊園を構成する施設設備について、どの施設設備に、どのような衛生上の支障が生じるおそれがあり、また、当該施設を忌避する風俗習慣にはどの程度配慮すべきかを明らかにしていく必要がある。</p> <p>このため、ペット霊園を構成する施設設備を用途や性質によって区分していく必要がある。</p>
<p>考え方</p>	<p>他都市の条例における施設設備区分や、本市が実施した実態調査から、検討を進めていくに当たっては、次のとおり区分することとしたい。</p> <p>今回の検討では、各施設の定義については下記の程度の社会通念上の理解に止めたい。定義の詳細は、多分に立法技術的な側面を有するため、現時点で詳細までは固めず、今後、規制の必要性や規制の方法が固まった時点で改めて定めることとしたい。</p> <p>（施設設備の区分）</p> <p>墳墓 : ペットのお墓</p> <p>納骨堂 : ペットの遺骨を納める建物</p> <p>火葬施設 : ペットの死体を火葬する施設（建物）</p> <p>移動式火葬車 : ペットの死体を火葬する設備のある車両</p> <p>葬儀場 : 死亡したペットの祭事を行う場所</p> <p>事務所 : 事業者の事務所</p>

Ⅱ 施設設備別規制（禁止行為・立地規制）（論点番号4）新規

論 点	規制に係る基本的な考え方（技術的規制，立地規制）
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立地規制の根拠 衛生上の支障の防止，風俗習慣への配慮，用途地域規制等合理的な土地利用の観点 ○ 立地規制の方法 用途地域等の考え方の導入，離隔距離制限
考え方 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制方針に係る基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット霊園の設置運営によって生じるおそれのある衛生上の支障は，技術的対策により十分に防止できる。 ・ 禁止行為や施設設備構造の設定等の技術的対策で防止可能な問題に，安易に立地規制で対処することは，所有者の土地利用権の不当な制約であり，認められない。 ・ したがって，衛生上の支障に対しては，技術的対策を義務付けることで対応する。 ・ そうすると，立地規制で保護すべき住民の利益は，衛生上の支障によるものではなく，主として風俗習慣への配慮である。 ・ しかし，忌避意識のみをもって当該住民に条例による保護を与えることは，事業者の土地利用に係る権利の保護を著しく欠くことになり妥当でない。 ・ 条例による保護は，住居の存する地域の用途地域規制等による土地利用形態から，住民の生活環境の保全を図ることに相当の合理性があると考えられる地域に限ることが妥当である。 ○ 立地規制の方法に係る基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域は，市街地の土地利用を定めるものである。住居系地域は，「良好な住環境の保護」などの観点から定められている。 ・ この用途地域の考え方は，土地所有者の土地利用権の保護と住民の風俗習慣の保護との調和を図るべき本件において，準用すべき基準として妥当である。 ・ 死獣（畜産動物）処理場を管理する化製場法においても，本市が指定する区域では立地が許可制となっており，当該区域指定には用途地域の考え方が用いられている。 ・ たとえば，墳墓については，建物を伴わず用途規制に係らないため，住居系地域においても設置が可能である。しかし，良好な住環

境を保護し、又は、住居の環境を保護することとされているこれら地域の住民が、住居に近接して墳墓が設置されることはないとの形で住居の環境の保全を期待することには相当の合理性があると考えられるため、条例で独自に立地規制をしていくことには妥当性があると考えられる。

- ・ 上記の考えを基本として、次のような事項についても今後の審議会で議論していく。
 - ◆ 例えば墳墓と納骨堂が合わせて整備されている施設等の複合施設に対する規制の範囲
 - ◆ 寺など立地規制の適用が不要と考えられる施設に対するスポット的な規制の解除
 - ◆ 公共施設等のスポット規制
 - ◆ 例えば第1種住居専用地域に隣接する市街化調整区域（住居付近）での設置を距離によって制約する必要性（離隔距離規制導入の必要性及びその形態）
 - ◆ 既存施設の取扱い など

(参考)

○用途地域制限

区 分		用途制限の目的
住居専用系		良好な住環境を保護
その他の住居系	第1種・第2種住居地域	住居の環境を保護
	準住居地域	自動車関連施設などと住居が調和した環境を保護
商業・工業系	近隣商業・商業地域	商業その他の業務の利便を増進
	準工業・工業・工業専用地域	工業の利便を増進

用途地域制限の詳細は、第3回審議会資料8（再添付）参照

II 規制の対象（論点番号6） 前回内容修正

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 納骨堂
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 遺骨が納められた場合、何らかの衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して動物の納骨堂が設置されることを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。 <p>なお、本市調査においては、屋外に設置されている納骨堂の例が確認されているが、屋外設置の納骨堂に係る忌避感情は、墳墓と余り変わらないものと考えられることから、その取り扱いについては別途引き続き検討することとし、ここにいう納骨堂とは、建物によるものを想定することとする。</p>
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障について 納骨堂は、建物内に遺骨（焼骨）を収納するものと考えられ、衛生上の支障についてはないものと考えられる。 生の骨が納められることは通常ないと考えられるが、焼骨に限る旨、念のため規定する。 ○ 風俗習慣への配慮 配慮すべき風俗習慣として、自己の住居に近接して動物の遺骨が安置されていることに対する忌避感があると考えられる。 しかし、遺骨は建物内に安置されており、建物から忌避すべき排出物も出ないことから、当該風俗習慣に配慮すべき要請は、上記の墳墓に比べると小さいと考えられる。 用途としては建築基準法上は倉庫業倉庫の類と考えられる。 用途地域における住居系地域のうち、準住居地域のみは、幹線道路沿道の特性に応じた自動車関連施設や倉庫業倉庫等と住居とが調和した環境の保護を目的に設定されており、倉庫業倉庫の立地も認められていることから、当該地域の住民については、倉庫業倉庫の類と考えられる納骨堂が設置されたとしても、土地利用に係る期待が著しく侵害されたとはいえない。 したがって、条例により立地を規制すべき範囲は、住居系区域のうち、第2種住居地域（第1種・2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域）までとする。

<p>参 考 資 料 等</p>	<p>(関連法令による立地規制の有無)</p> <p>市街化区域 : 一般的には納骨堂(屋根を有する場合)は「倉庫業倉庫(営業倉庫)」として建築確認上判断され、第2種住居地域までは立地不可。屋根を有しない場合は、工作物として扱われるため規制なし。</p> <p>市街化調整区域 : 市街化区域(上記の規制はあるが)、市街化調整区域を問わず1ha以上の墓地(第2種特定工作物)に併設するものであれば、附属施設とし必要最小限の規模で立地可能である。また、1ha未満の墓地に併設されるもの及び墓地に併設しないで設置する場合は、都市計画法第34条(開発審査会案件)により個別に判断される。</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>
----------------------	--

Ⅱ規制の対象（論点番号7）前回内容修正

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 火葬施設
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 動物の死体を火葬することによって衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して動物の死体を火葬する施設が設置され、また排煙等もあるということについて、これを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障について 重油などを用いることもあり、ペットの死体を火葬する際の排煙については、有害物質による衛生上の支障が生じるおそれがある。 上記支障については、火葬炉に構造設備基準を設けることで技術的に十分回避が可能であることから、これによる。 構造設備基準は、後記論点Ⅱ規制の対象（論点番号11）において検討する。 ○ 風俗習慣への配慮 自己の住居に近接して動物の死体を火葬していること、また、仮に無害であっても、火葬に係る排煙については、忌避感があると考えられる。当該風俗習慣に配慮すべき要請は、上記の墳墓と同程度にあるものと考えられる。 このため、立地規制は、住居系地域全般（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域）を設置不可とすることが妥当であると考えられる。 <p>（関連法令の適用の有無）</p> <p>市街化区域：一般的には「事務所」に類する施設として建築確認上判断され、第1種中高層住居専用地域までは立地不可。屋根を有しない場合は、工作物として扱われるため規制なし。</p> <p>市街化調整区域：建築物に格納されるものは不可</p> <p>都市計画区域外：規制なし</p>

II 規制の対象（論点番号 8） 前回内容修正

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 移動火葬車
検 討 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 動物の死体を火葬炉付きの移動式車両を用いて火葬することによって衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 移動式の車両において、ペットの火葬が行われることについて、住民等の風俗習慣に対し配慮すべき事項はあるか。 ○ 焼却を禁止すべき場合 移動式火葬車は、道路交通法その他の法令の規定に適合して運行すべきものではあるが、本条例により独自に焼却を禁止する場所を設けるべきか。
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障について 火葬施設と同様、重油などを用いることもあり、ペットの死体を火葬する際の排煙については、衛生上の支障を生じさせるおそれがあるため、設備構造基準を設けることで対応する。 ○ 風俗習慣への配慮 移動車両により、顧客の管理地等で火葬がなされる場合については、その場限りのことと考えられ、近隣からの苦情は生じにくい（気付かない、あるいは気付いても継続性がない。）ことから、風俗習慣の点での配慮の必要はないものと考えられる。 なお、顧客から死体を引取り、事業者の管理地等に持ち帰り、当該地で反復継続して火葬がなされるものについては、その実態が固定の火葬施設となんら異ならないものであることから、固定の火葬施設に係る規制がかかるよう条例上の措置をしていくことが妥当であると考えられる。 ○ 焼却を禁止すべき場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の管理地又は何らかの利用権原を有する土地での焼却に限る必要があるか。 ・ 上記に限らない場合、走行中かどうか（道交法では走行中の焼却可）。 ・ 駐停車が認められている道路、河川敷、公園駐車場等の公共の場所かどうか。 <p>(関連法令の適用の有無) 道路交通法：駐車禁止</p>

Ⅱ規制の対象（論点番号9）前回内容修正

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 葬儀場
検 討 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 葬儀場の運営によって衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接してペットの葬儀場が設置されることについて、これを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。また保護すべき場合、その範囲は同考えるべきか。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障 衛生上の支障は生じないものと考えられる。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して動物の霊を弔うための祭事を行う場所が設置されることについて、一定の忌避感があることは否めないが、人の葬儀場に比べ、来場者や使用頻度は格段に小規模なものであることなどを考え合わせると、当該忌避感情を保護すべき要請は墳墓や火葬施設、納骨堂の場合に比べ、小さいものと考えられる。 このため、立地規制については、住居系の地域でも、特に「良好な住環境の保護」を目的とする住居専用系の地域（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域）のみにおいて立地を制限することと定めることが妥当であると考えられる。 また、祭事が見通せることへの忌避感については、技術的対応として、障壁等による目隠しの設置を義務付ける。 <p>(関連法令の適用の有無)</p> <p>市街化区域 : 「事務所」として建築確認上判断され、第1種中高層住居専用地域までは立地不可。</p> <p>市街化調整区域 : 市街化区域（上記の規制はあるが）、市街化調整区域を問わず1ヘクタール以上の墓地（第2種特定工作物）に併設するものであれば、附属施設とし必要最小限の規模で立地可能である。また、1ヘクタール未満の墓地に併設されるもの及び墓地に併設しないで設置する場合は、都市計画法第34条（開発審査会案件）により個別に判断される。</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>

Ⅱ規制の対象（論点番号10）

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 事務所
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 事務所運営によって衛生上の支障が生じるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接してペット霊園に係る事務所が設置されることについて、近隣住民に対し風俗習慣の上で配慮が必要か。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障 事務所運営によっては、衛生上の支障は生じないものと考えられる。 ○ 風俗習慣への配慮 事務所については、特段、風俗習慣の上で配慮を要する事項はないと考えられる。 <p>(関連法令の適用の有無)</p> <p>市街化区域 : 第1種中高層住居専用地域まで不可</p> <p>市街化調整区域 : 市街化区域(上記の規制はあるが)、市街化調整区域を問わず1ヘクタール以上の墓地(第2種特定工作物)に併設するものであれば、附属施設とし必要最小限の規模で立地可能である。また、1ヘクタール未満の墓地に併設される場合は、都市計画法第34条(開発審査会案件)により個別に判断される。墓地に併設しないで設置する場合は、立地不可である。</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>

II 規制の対象 規制の内容まとめ

1 規制方針まとめ

規制の対象	規制理由		技術的対応	立地規制対応
	支障区分	規制理由の有無 ○：有，×：無	禁止行為及び 施設設備構造基準等	○：行う ×：行わない
墳墓	衛生	○ (土葬による腐臭・感染症・水質汚染)	土葬禁止	×
	風俗習慣	○	目隠し設置義務	○
納骨堂	衛生	×	焼骨に限る	×
	風俗習慣	○	(屋内設置が対象)	○
火葬施設	衛生	○ (排煙)	火葬炉に設備構造基準(建物内設置義務含む)を導入	×
	風俗習慣	○		○
移動火葬車	衛生	○ (排煙)	火葬炉に設備構造基準導入 (特定の場所で反復継続焼却するものは除外)	—
	風俗習慣	×		—
葬儀場	衛生	×	—	×
	風俗習慣	○	祭事が外から見通せないように障壁等を設置する義務	○
事務所	衛生	×	—	×
	風俗習慣	×	—	×

2 施設ごとに立地を規制する範囲

区分	風俗習慣の必要性	立地を規制する範囲						
		市街化区域 用途地域等				市街化調整区域	都計区域外	
		住居専用系		住居系				それ以外
右以外	二中高	第1・2種住居	準住居					
火葬施設	大	●・○	● ^{※1} ・○	○	○		●	
墳墓	大	○	○	○	○		1ha以上は要許可	1ha以上は要許可
納骨堂	中	●・○	●・○	●・○			要許可	
葬儀場	小	●・○	● ^{※1} ・○	立地可能範囲 (ただし、住居や公共施設付近等でのスポット規制を検討)			要許可	
事務所	—	●	● ^{※1}	立地可能範囲 (ただし、住居や公共施設付近等でのスポット規制を検討)			要許可 ^{※2}	

○は、本条例により制限をかける範囲

●は、もともと用途地域等により立地規制される範囲

網掛けは、それぞれの施設が立地可能な範囲(ただし、住居や公共施設付近等でのスポット規制を検討)

※1 第2種中高層住居専用地域で立地可能な規模は、床面積が1,500㎡以下かつ2階以下のもの

なお、第1種住居地域で立地可能な規模は、床面積3,000㎡以下のもの

※2 墳墓に付随する施設のみ許可対象(単独施設では立地不可)

※3 納骨堂に係る用途規制範囲(●)は、建築基準法上の用途区分として倉庫業倉庫に類する施設とした場合の規制範囲

※4 火葬施設、葬儀場及び事務所に係る用途規制範囲(●)は、建築基準法上の用途区分として事務所に類する施設とした場合の規制範囲

Ⅱ 施設設備別規制（論点番号 1 1）新規

論 点	火葬炉に適用すべき構造基準
検 討 事 項	火葬炉からの排煙に対応して設けるべき構造基準
考え方	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 2 条第 1 項において「動物の死体」は廃棄物とされているが、ペット霊園事業に係るものについては同法の廃棄物に当たらないと解されているため、同法の規定の適用はない。</p> <p>しかし、有害な排煙を規制する必要性という点においては、廃棄物とされる動物の死体の焼却とペット霊園事業に係る動物の死体の焼却との間に差異はない（仮に「廃棄物」に該当する場合であれば、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者には、都道府県知事等の許可が必要）。</p> <p>一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、その焼却をする場合は、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣の定める方法により焼却すること（第 3 回審議会資料 資料 1 0 再添付 参照）とされているため、この基準を準用することとする。</p>

Ⅱ 施設設備別規制（論点番号12）新規

論 点	駐車場付置義務
検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 付置義務の要否 ○ 付置義務の内容
考 え 方 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に、自動車等の駐車スペースは必要なものと考えられるが、どのような形態、台数が必要かということについては、施設の態様や使用される頻度等により大きくことなると考えられること、合理的な台数算定の根拠に乏しいことなどから、条例においては、一律に確保台数を定めるのではなく、実状に応じて必要な台数が確保できるよう指導できるような形で条例において措置していくことが必要ではないか。
参 考 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他都市の事例（2パターン） <ul style="list-style-type: none"> ・台数を定めない・・・「(必要に応じ) 設けること」という規定 (例) 新潟市, 千葉県我孫子市等 ・台数を定める・・・「条例又は規則で定める台数以上であること」という規定 (例) 相模原市（区画数100に対して2台, 100を超える場合別途規定） 埼玉県草加市（区画数又は収蔵数の○%以上）

Ⅲ業規制（論点番号1）新規

論 点	申請，届出，報告手続
検 討 事 項	○ 許可制，届出制とする手続き
考 え 方 (案)	<p>○ 次の理由から，事前許可制を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準等の規制の実効性確保 ・ 墓地埋葬法，都市計画法，宅地造成等規制法，風致条例においても許可制（事前許可）を採用している。 <p>○ 許可内容について変更を要するもののうち，許可区域内での新たな火葬施設の設置，又は許可区域の変更等，施設，構造等に関わるものについては許可制とする。</p> <p>○ 許可内容について変更を要するもののうち，法人の代表者や所在地の変更，施設名称の変更など軽微なものについては，届出制とする。</p> <p>○ 詳細については，次回以降に議論する。適用除外，既存施設の取扱いについても次回以後に議論する。</p>
参 考 資 料 等	資料4 墓地，埋葬等に関する法律（抜粋）等 第3回審議会資料5再添付

Ⅲ業規制（論点番号2）新規

論 点	近隣住民説明・配慮
検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民説明の要否，時期 ○ 本条例上，設置が許される地域において，住民説明により住民がペット霊園施設の設置に反対した場合の取扱い。
考 え 方 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忌避施設であり，地域住民へのあらかじめの説明は，事業者による住民感情の把握，事業実施の慎重な再考，設置後のトラブルの回避につながる場合があるなどの効果が見込まれることから，施設の設置，増設等について，住民への事前説明を必要とすることとする。 ○ 具体的な手続きについては次回以降に議論するが，手法としては，行政との事前協議，標識設置（計画の公開），一定範囲の近隣住民への周知などが考えられる。 ○ 条例において設置を規制しない地域である以上，住民の同意は設置許可の要件としない。
参 考 資 料 等	資料○ 説明等を義務付けている法令及び京都市条例等の事例

Ⅲ業規制（論点番号3）新規

論 点	施設設備基準遵守
検 討 事 項	○ 遵守規定の要否
考 え 方 (案)	<p>○ 設置時には、許可制を採り、工事着工・完了時に届出を提出させ、工事完了届受理後に検査確認を行うことなどにより、基準に適合した施設を設置させることができるが、遵守規定がないと、その後の適切な運営が担保できないため、遵守規定を設ける。</p> <p>○ 設置後の事業者による基準等の遵守を担保するための措置として次のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市職員への立入検査権の付与 ・市長の報告聴取権と事業者の報告義務 ・市長への施設設備の改善命令権，全部又は一部の使用禁止命令権の付与 ・違反者への罰則
参 考 資 料 等	墓地，埋葬等に関する法律における適正な運用を担保する措置（同法第18条，第19条等 第3回審議会資料5再添付）

Ⅲ業規制（論点番号4）新規

論 点	依頼者感情に配慮した死体の取扱い，情報開示，利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置
検 討 事 項	○ 規定の要否
考 え 方 (案)	○ いずれについても，利用者保護の観点から定めることとする。 ○ 具体的な内容については，次回以降に議論する。 現時点では，安定的運営の確保として自己所有の土地，建物であること，必要な書類の備付，情報開示としてこれらの書類について，利用者からの閲覧希望に対する開示の義務付けなどが考えられる。
参 考 資 料 等	資料4 墓地，埋葬等に関する法律（抜粋）等 第3回審議会資料5再添付